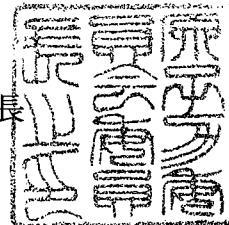




府政科技第1109号
平成30年12月27日

原子力規制委員会 殿

原子力委員会委員長



九州電力株式会社川内原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可
(1号及び2号発電用原子炉施設の変更)について(答申)

平成30年12月5日付け原規規発第1812056号をもって意見照会の
あった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
(以下「法」という。) 第43条の3の8第2項において準用する法第43条
の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用については、別紙のとおり
である。

(別紙)

九州電力株式会社川内原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可
申請書（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）に関する核原料物
質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の6第
1項第1号に規定する許可の基準の適用について

本件申請については、

- ・発電用原子炉の使用の目的が商業発電用のためであること
- ・使用済燃料については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施
に関する法律（平成17年法律第48号。以下「再処理等拠出金法」とい
う。）に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、
法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原
則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するということ
- ・海外において再処理が行われる場合は、再処理等拠出金法の下で我が国が
原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事
業者において実施する、海外再処理によって得られるプルトニウムは国内
に持ち帰る、また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転し
ようとするときは、政府の承認を受けるということ

等の諸点については、その妥当性が確認されていること、加えて我が国では
当該発電用原子炉も対象に含めた保障措置活動を通じて、国内のすべての核
物質が平和的活動にとどまっているとの結論を国際原子力機関（IAEA）
から得ていること、また、本件に関して得られた全ての情報を総合的に検討
した結果から、当該発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがない
ものと認められるとする原子力規制委員会の判断は妥当である。